

序章 都市計画マスタープランの見直しの考え方

1. 見直しの背景

- 背景：計画目標期間（平成13年度～32年度）の中間年として、社会情勢等の時代の変化に対応するとともに、実効性の高い計画へと見直すことが求められています。

1-1 時代の変化に対応した計画内容への見直し

中標津町では、平成13年3月に「中標津町都市計画マスタープラン」（以下、「都市マス」という）を策定しました。計画の目標期間（年次）は20年（平成13年度～平成32年度）としており、平成22年で策定から10年が経過し、ちょうど中間年となります。

このため、以下の経過や変化を踏まえ、中標津町の都市計画行政が直面している課題に適切に対応した「後期計画」とするための見直しが必要となっています。

① 社会情勢の変化

急速な少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、景観に配慮した地域づくり、安全な地域づくりへの意識の高まり、都市間、地域間競争の激化、まちづくり関係法制度の改正などといった社会情勢の変化への対応が求められています。

② 上位・関連計画の策定・改正

北海道が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の定時見直し、中標津町における「パートナーシップで進めるまちづくり」や「自治基本条例」の検討、「第6期中標津町総合発展計画」の策定、「集中改革プラン」、「事務事業評価」の実行などの変化への対応が求められています。

③ 財政状況の変化

国の行財政改革及び地方分権の動きに伴い、町の財政状況の変化も大きいものがあり、財政状況に応じた身の丈にあった計画へと見直す必要があります。

④ 新たな都市づくりの課題

改定前の都市マス（平成13年3月策定）が、目指すまちづくりをどのように進めてきたか、どこまで実現したかの課題を整理し、より一層の推進を図る必要があります。

⑤ まちづくりへの町民参加の重視

町民参加の計画策定が法律上明記され、町民主体のまちづくりが求められています。

1-2 計画の実行、推進上の課題

※コンパクトシティ

都市の郊外への拡大を抑制し、住宅、職場、店舗、病院など、生活に必要な機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。

平成13年3月策定の中標津町都市計画マスタープランは、町民参加の手法、効率的都市経営、中心市街地の土地利用の高度化などを念頭に置いた「コンパクトシティ※」の概念の導入など、道内でも先進的な事例として評価されています。

しかしながら、各種施策の実現の状況に関しては、町の総合発展計画の推進施策と連動し一定の成果をあげている一方、掲げられた理念と現実の土地利用との矛盾や施策の推進における停滞現象等もみられ、以下のような課題が指摘されており、実効性の高い計画へと見直すことが求められています。

① 進捗の状況を町民に伝える

「都市マス」に基づく施策・事業の進捗状況を、的確に町民に伝える必要があります。

② 行政の横断的な取組み体制を整える

行政は、「都市マス」を都市づくりの総合的な指針として認識し、その実現に向けて横断的な取組み体制を整える必要があります。

③ 町民は自ら担うという意識を持つ

町民は、都市づくりを身近な問題として捉え、「都市マス」実現のために自らが担うという意識を持つ必要があります。

④ 目標や情報を共有する

町民、行政ともに、それぞれの都市づくりに関わる活動を個々に行うのではなく、目標や情報を共有し取り組む必要があります。

⑤ 町民と行政の協働体制を整える

行政や町民が役割分担により連携、協働、支援していくという体制と意識を持って都市づくりに取り組む必要があります。

2. 見直しの目的と基本的考え方

- 目的：町民と行政の協働により着実に推進されるべく計画として、一層明確な指針及び手引きとして改定します。
- 施策の取組みに関して重点的な見直しを図り、いつ頃？どこで？だれが？なにをする？について可能な限り具体的に示していきます。

2-1 見直しの目的

■まちづくりの指針及び手引きとしての都市マスへ

町民と行政が「都市マス」に掲げられた「理念」や「将来像」をしっかりと共有し、まちづくりへの課題や方向性を認識し、官民の役割分担と協働によって課題解決に取り組んで行くことのできる実効性の高い計画へと見直すことが求められています。

このため、都市マスが、今後の中標津町のまちづくりにとって、一層明確な指針及び手引きとして活用されるものへと改定します。

改定の留意点

- ① **体系の明確化**：「目標」⇒「構想」⇒「方針」をわかりやすく体系化し明確に示します。
- ② **具体的な施策**：目標、方針に基づき、その実現に向け実施すべき具体的施策を示します。
- ③ **指標の明示**：個々の施策に対し「成果指標（数値目標）」を可能な限り示します。

2-2 見直しの基本的な考え方

■「いつ頃？どこで？だれが？なにをする？」の施策の取組みの明記

当初計画は、町民参加の手法を取り入れて策定した経緯があり、町民ニーズが反映された目標や方向性が示されています。

当初計画が多くの町民参加により策定された経緯を踏まえると、そこから得られたプラン及びまちづくりの目標や方向性は尊重されるべきものであり、大きく変わるものではありません。

このため、本見直しでは、施策の取組みに関して重点的な見直しを図り、いつ頃？どこで？だれが？なにをする？について可能な限り具体的に示していきます。

施策の取組み明記の留意点

- ① **行政が主体の取組み**：施策の手法、優先度を検討し、時期について示します。
- ② **官民協働の取組み**：町民との役割分担を明確化し、推進方策を示します。

2-3 見直しの視点

今回の見直しでは、当初計画の目標や方向性を尊重しつつも、国の制度の変更や社会情勢の変化に対応し、「まちの潜在的な可能性を延ばす視点」で見直すとともに、「コンパクトシティの理念に基づいた都市経営の戦略的な視点」や「景観を戦略的に活かすまちづくりの視点」を重点的な見直しの視点とし、計画策定後の実践的な取組みを視野に入れ、「選択と集中」による実効性のある計画へと見直します。

■まちの潜在的な可能性を延ばす視点で見直す

「農の営み」と農村の土地利用、「商工業者の営み」と市街地形成、これらの営みの連携とそれを取り巻く「周辺環境を活かした観光振興」など、中標津町の「産業」、「営み」、「環境」、「暮らし」を繋ぎ、まちの潜在的な可能性を延ばす視点で計画を見直します。

■都市経営の戦略的視点を持って見直す

まちの財政運営に充分配慮し、財政を圧迫しない「コンパクトシティ」の理念に基づいた土地利用方針の策定など「都市経営の戦略」を意識して計画を見直します。

■景観を戦略としてまちづくりに活かす視点で見直す

「景観」を地域振興の戦略として活用し、中標津らしさの魅力を創出する視点で計画を見直します。

■「選択と集中」による実効性のある計画へと見直す

まちの各地区の発展過程や町民気質を考慮するとともに、行政組織の実情や限界を直視し、財政的に無理のない身の丈にあった手法で取組み、事業の「選択と集中」による実効性のある計画へと見直します。

3. 中標津町都市計画マスタープランの位置づけと役割

- 「中標津町の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)」として策定します。
- 中標津町の「暮らしやすいまちづくりのための設計図」として、町の創意工夫により定めます。
- 対象地域は、原則として都市計画区域です。
- 目標期間(年次)は、概ね20年先を見据えた平成42年度の将来ビジョンを描きつつ、第6期総合発展計画と連動し、平成23年度～32年度の10年間を後期計画期間として都市の整備を推進します。

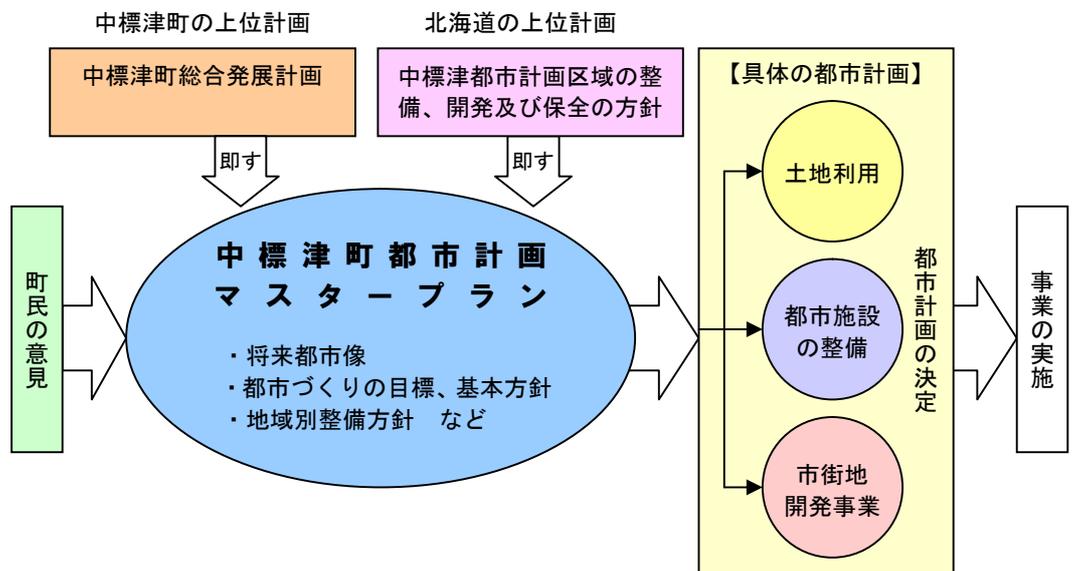
3-1 都市マスの位置づけ

■中標津町の都市計画に関する基本的な方針

中標津町都市計画マスタープランは、正式には、「中標津町の都市計画に関する基本的な方針」といい、平成4年の都市計画法の改正により創設された制度で、市町村はその策定が責務となりました。

議会の議決を経て定められた建設に関する基本構想(「中標津町総合発展計画」と、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(北海道策定)に即して定めることとされています。

都市計画マスタープランは個別の事業内容そのものを直接決めるものではありませんが、中標津町が定める都市計画の決定や変更あるいはその具体的な検討の指針となるものです。



3-2 都市マスの役割

■暮らしやすいまちづくりのための設計図

市町村が定める都市計画は、この都市マスに即したものでなければならないとされており、いわば「暮らしやすいまちづくりのための設計図」となるものが都市マスとなります。

市町村の創意工夫によって、その構成から内容まで好きなように作ってよいとされています。

都市マスの役割

① **将来都市像の明示**: まちの将来像を共有する役割

中標津町を「こんなまちにしたい」という目標や将来像を示し、町民と行政が共有する役割を担います。

② **総合的な都市計画の指針**: 都市づくりの総合的な指針としての役割

都市計画や都市づくりに関連する各行政計画や事業計画等の基本的かつ総合的な指針としての役割を担います。

③ **独自性を発揮した都市づくり**: 都市計画行政のマスタープランとしての役割

中標津町の独自性を発揮した都市計画の中期的な基本方針を示し、土地利用や公園・道路、市街地開発事業等の個別の都市計画に反映する役割を担います。

④ **地域協働の促進**: 町民・行政・企業・団体の協働で進める都市づくりの指針としての役割

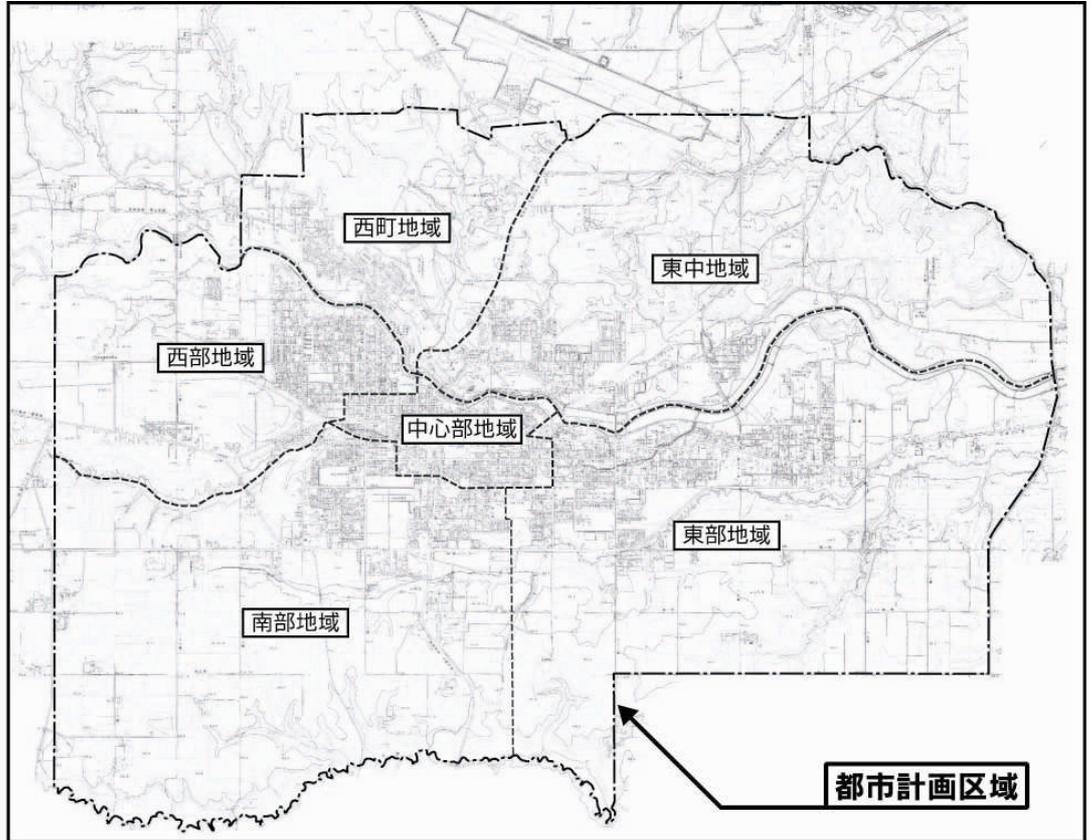
町民と行政の協働によって、次の世代に引き継ぐ住み良い都市づくりを進めるための指針としての役割を担います。

都市計画マスタープランの概要 ～都市マス創設の目的と効果～	
策定主体	・町民に最も近い立場にある市町村（中標津町）が定める。
対象区域	・原則として都市計画区域を対象とする。
策定条件	・「総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道が策定）」に即す。 ・「地域の実情」と「町民の意向」を反映させる。
目的	・望ましい「都市の将来像」を明確にする。 ・個別の都市計画の相互調整を図り、「総合的な都市計画の指針」を示す。 ・地域別の課題に応じた「整備方針」を定める。
効果	・地域の実情に沿った計画的な都市づくりが図られる。 ・行政内部の横断的な意思統一による都市づくりを可能とする。 ・町民と行政の協働による都市づくりを促進する。

3-3 対象地域と構成

■対象地域

原則、中標津都市計画区域全域（面積 4,441 h a）を対象としますが、将来的な都市的土地利用が見込まれる地域についても検討対象とします。

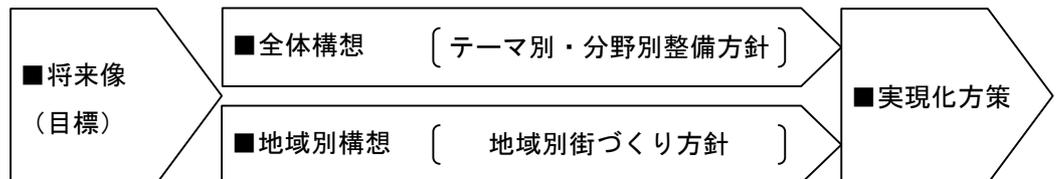


■都市マスの構成

基本的な「都市マス」の構成は、都市づくりの「将来像」、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」からなっています。

「地域別構想」は、地理的条件や土地利用等の空間的まとまりと地域コミュニティ[※]等の社会的まとまりに関する視点から、町民に理解されやすい6地域（中心部地域、西町地域、東中地域、東部地域、南部地域、西部地域）に区分します。

※コミュニティ
共同体。一般的に地域社会やある共通の意識によりつながっている集団の意味で使われる。

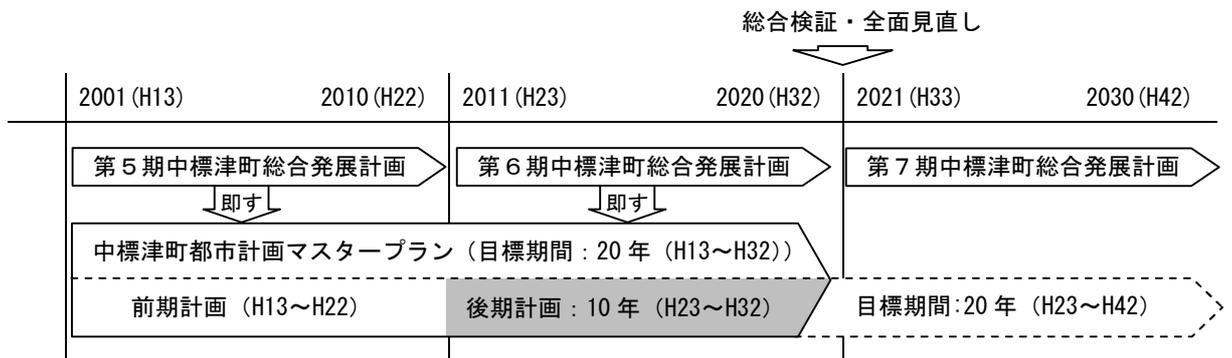


3-4 目標期間（年次）

計画の目標期間（年次）は、中期的展望に立った将来像を示す計画として、概ね20年先を見据えた平成42年の将来ビジョンを描きつつ、第6期総合発展計画と連動し、平成23年度～32年度の10年間を「後期計画期間」として都市の整備を推進します。

新しい総合発展計画の策定（10年毎）と並行して総合検証と全面見直しを行うとともに、総合発展計画の実施計画（3年毎）に併せて中間検証と部分見直しを行います。

さらに、地域別街づくり構想は、地域町民の発意や具体的事業に併せて随時見直すこととします。



4. 策定の方法

- 策定期間：平成 21 年度～平成 22 年度の 2 カ年です。
- 策定体制：計画を策定する体制だけではなく、計画を実施する体制を整えます。
 - 策定委員会：学識経験者、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、庁内部長職で構成し、計画案の最終検討、調整を行う機関です。
 - 庁内推進会議：都市マスに関わりの深い庁内課長職、係長職で構成し、策定委員会に諮る素案を検討する機関です。策定後は横断的な連携により施策を推進します。
 - 街づくり
 - ワークショップ：各地域の町民で構成し、地域の問題、課題、意見を提言します。策定後は「街づくり協議会」に移行し各種街づくり活動を担います。

4-1 策定期間

■平成 21 年度～平成 22 年度の 2 カ年で策定

※ワークショップ
様々な立場の人々が参加し、問題解決の方法や提案／プラン等をまとめるための検討を行う“共同作業の場”とその総称。

平成 21 年度は、まちづくりフォーラムにおいて町民参加によるワークショップ※を開催し、ここで得られた意見を材料にしながら、庁内推進会議や策定委員会での議論を中心に、全体構想を検討しました。

平成 22 年度は、全体構想を受けて、地域別やテーマ別のより具体的な構想を検討しました。検討にあたっては、地域町民の方の参加による街づくりワークショップを開催し、地域の方の意見、提言をいただく機会を設けました。



H21年：まちづくりフォーラム

・総勢180名の方の参加をいただきました。



H22年：街づくりワークショップ

・各地域それぞれ計4回開催
 ・各回100名程の方の参加をいただきました。



都市マス策定の取組み経緯

年度	情報公開	町民参加による検討			行政による検討	その他	
		町民意見聴取	街づくりワークショップ	策定委員会			
平成 20 年度	冬				<ul style="list-style-type: none"> ・第1回庁内推進会議 ・第2回庁内推進会議委員研修会 		
平成 21 年度	春						
	夏				<ul style="list-style-type: none"> ・第3回庁内推進会議 ・第4回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 ・都市計画審議会 ・景観審議会 	
	秋	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員募集 ・まちづくり交流広場 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム & ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 	
	冬	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マス通信 1号 ・都市マス通信 2号 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会 ・第3回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回庁内推進会議 ・第7回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 ・景観審議会 ・都市計画審議会 	
平成 22 年度	春		<ul style="list-style-type: none"> ・団体ヒアリング ・町内会ヒアリング ・各課ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回街づくりワークショップ (地域別) 			
	夏			<ul style="list-style-type: none"> ・第2回街づくりワークショップ (合同) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会 ・町議会委員会
	秋	<ul style="list-style-type: none"> ・都市マス通信 3号 ・都市マス通信 4号 	<ul style="list-style-type: none"> ・中標津高校ワークショップ ・中標津農業高校ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回街づくりワークショップ (地域別) ・第4回街づくりワークショップ (合同) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会
	冬	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり交流広場 ・都市マス通信 5号 ・都市マス説明会 ・啓発フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント 		<ul style="list-style-type: none"> ・第6回策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第10回庁内推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会委員会 ・景観審議会 ・都市計画審議会(諮問) ・都市計画審議会(答申)

4-2 策定体制

■計画を策定する体制だけでなく、計画を実施する体制を整える

策定する体制だけでなく、計画策定後の実践的な取組みを担える体制を整えることが必要です。そのため以下の体制を整え策定及び計画の推進を図ります。

① 策定委員会



計画案の最終検討、調整を行い、町民に示す原案を承認する機関で、都市計画に関する学識経験者、各地域の方、各団体の構成員、公募町民、庁内部長職で構成しました。

② 庁内推進会議



策定委員会に諮る素案を検討する機関で、都市マスと担当業務の関係を横断的体制の中で確認しながら現場に近い視点で策定事務局と一緒に素案を検討しました。

庁内で都市マスに関わりの深い、課長職、係長職で構成し、都市マス策定後は横断的な連携により施策の推進を図ります。また、策定過程での町議会への検討経過報告、意見交換や関係機関との協議、調整を行いました。

③ 街づくりワークショップ（⇒街づくり協議会）



各地域（中心部・西町・東中・東部・南部・西部）の方々に組織し、地域の課題や解決策を話し合ってもらい、都市マス策定後は、「街づくり協議会」を組織し各種まちづくり活動を担っていただきます。

④ 策定事務局

先行的に会議資料の作成、結果のとりまとめ、策定スケジュールの管理、検討段階における広報、ニュースレター等による情報発信、フォーラムや説明会の企画、運営などを担当しました。

庁内推進会議事務局(建設課)、委託業務受注コンサルタントで構成しました。

■策定手順

策定は、「庁内推進会議」が素案の策定作業を進め、策定委員会に提出する計画案について検討を行いました。「策定委員会」は計画案の最終検討、調整を行いました。

プラン策定に伴い、策定手続き、「中間案」、「最終案」等の段階で広報紙や町ホームページ等を通じパブリックコメントを実施するほか、説明会、ワークショップなどで、より多くの方々の意見を伺い、さらに、地域別まちづくり構想の見直し策定においては、各地域の方々の参画のもと、協働でプランの見直し策定を行いました。

